

令和3年6月17日

関係団体 様

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部長
広島県知事 湯崎 英彦

「緊急事態宣言解除後の新型コロナ感染拡大防止集中対策」への
協力要請及び感染防止対策の徹底について（依頼）

令和3年6月17日、本県を対象とした緊急事態宣言は、6月20日に解除されることが決定されたところですが、本県の現時点における感染状況はステージⅢで、広島市、東広島市及び廿日市市については、新規報告者数の動向などを見た場合、比較的高い水準にあり、継続的な感染が認められます。

こうした中、感染の再拡大を避けるために、全県において各種指標が警戒基準値を安定的に下回る状態を目指す必要があります。

このため、6月21日以降は、感染状況を踏まえて地域や要請事項を段階的に緩和していくこととし、別紙のとおり「緊急事態宣言解除後の新型コロナ感染拡大防止集中対策」に取り組むこととしました。

つきましては、各事業者におかれましては、「緊急事態宣言解除後の新型コロナ感染拡大防止集中対策」に基づき、感染拡大防止対策の徹底に引き続き取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、上記の内容について、貴団体の構成員の皆様に周知してください。

担 当 広島県危機管理課
電 話 082-513-2786

資料1

県内の感染状況

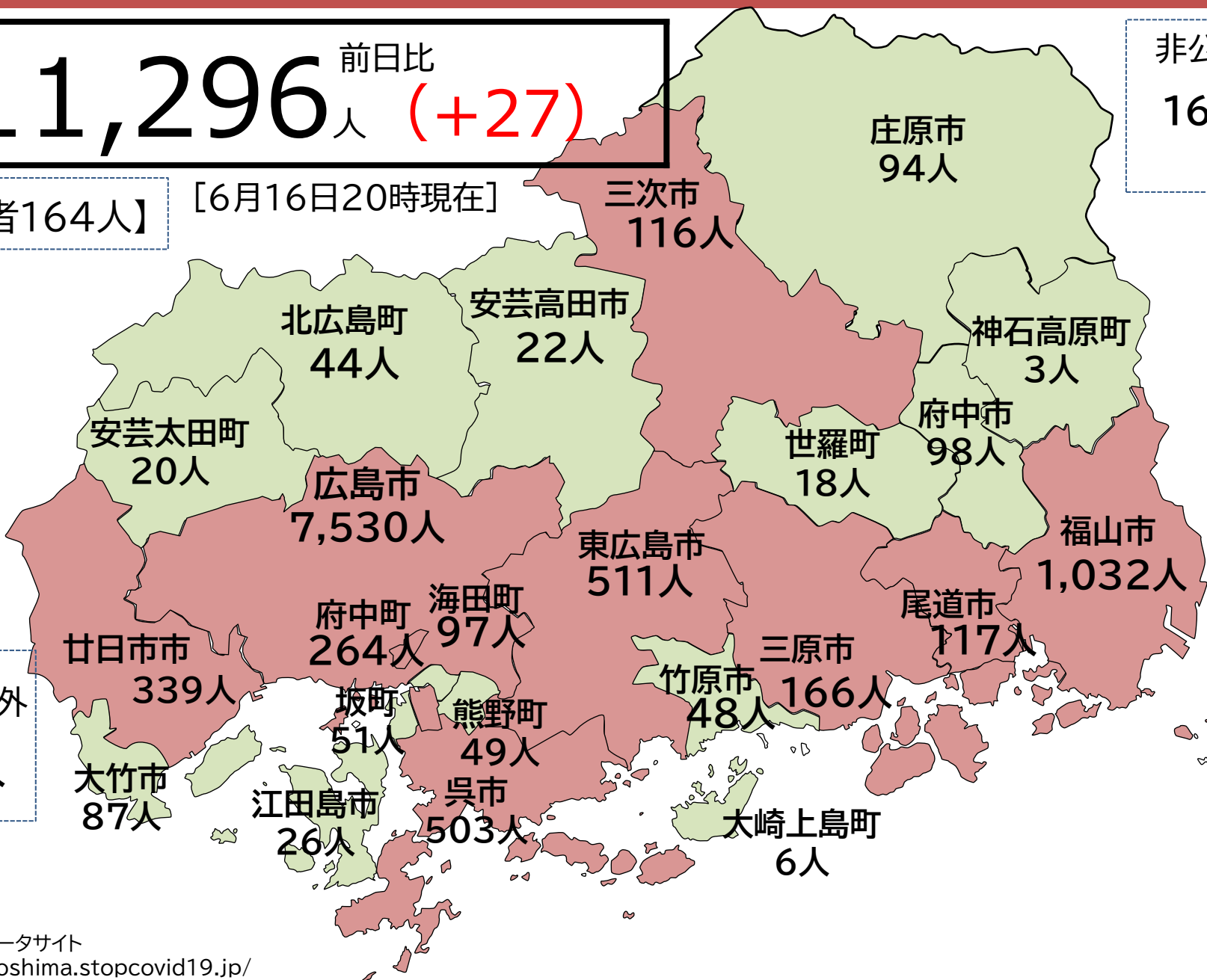
令和3年6月16日時点

感染者発生状況(市町別)

延 **11,296** 人 前日比 (+27)

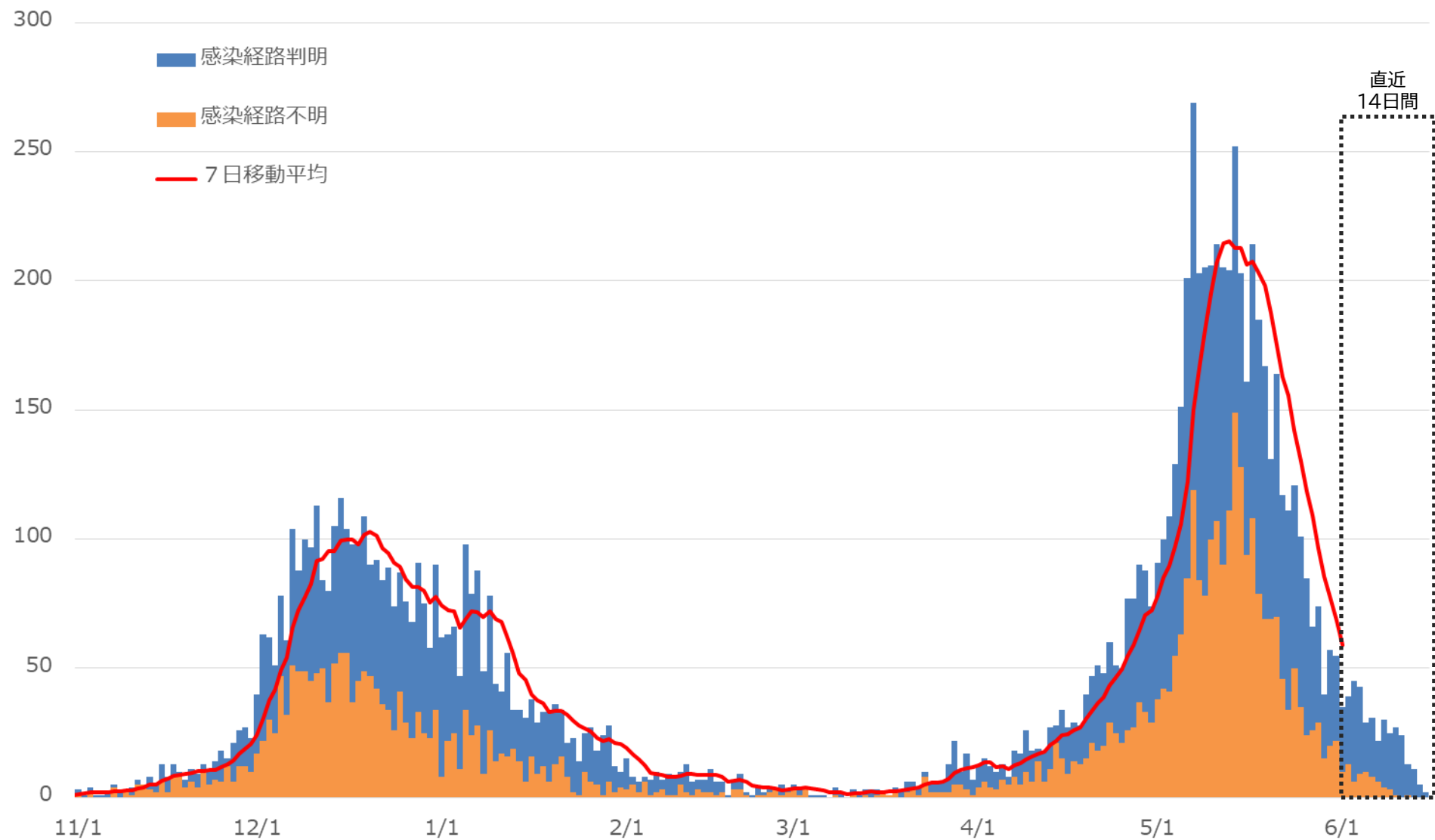
【死亡者164人】 [6月16日20時現在]

非公表
16人



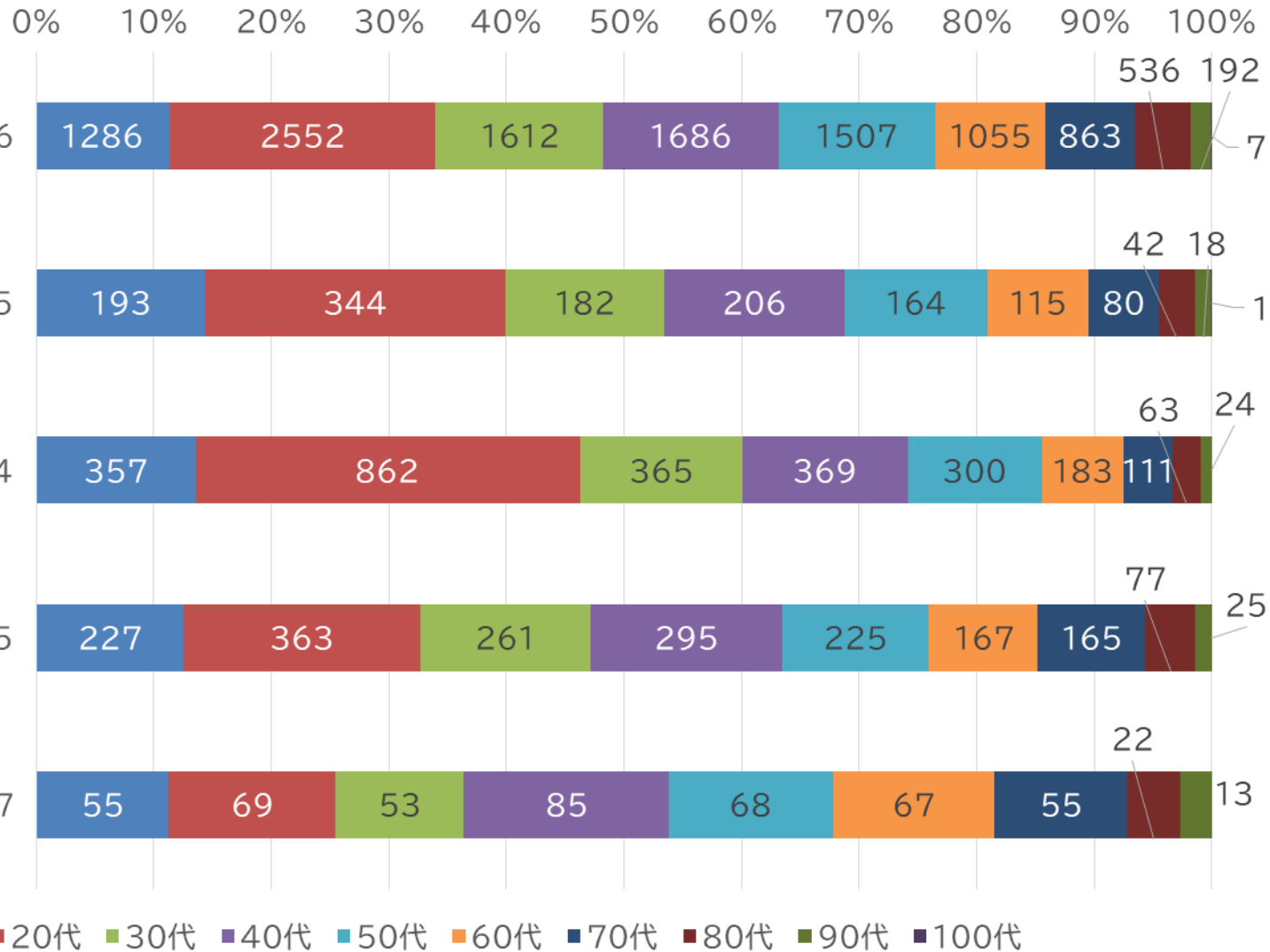
発症日別(無症状の場合は判明日)流行曲線

6月16日20時整理



年代構成

6月16日20時整理

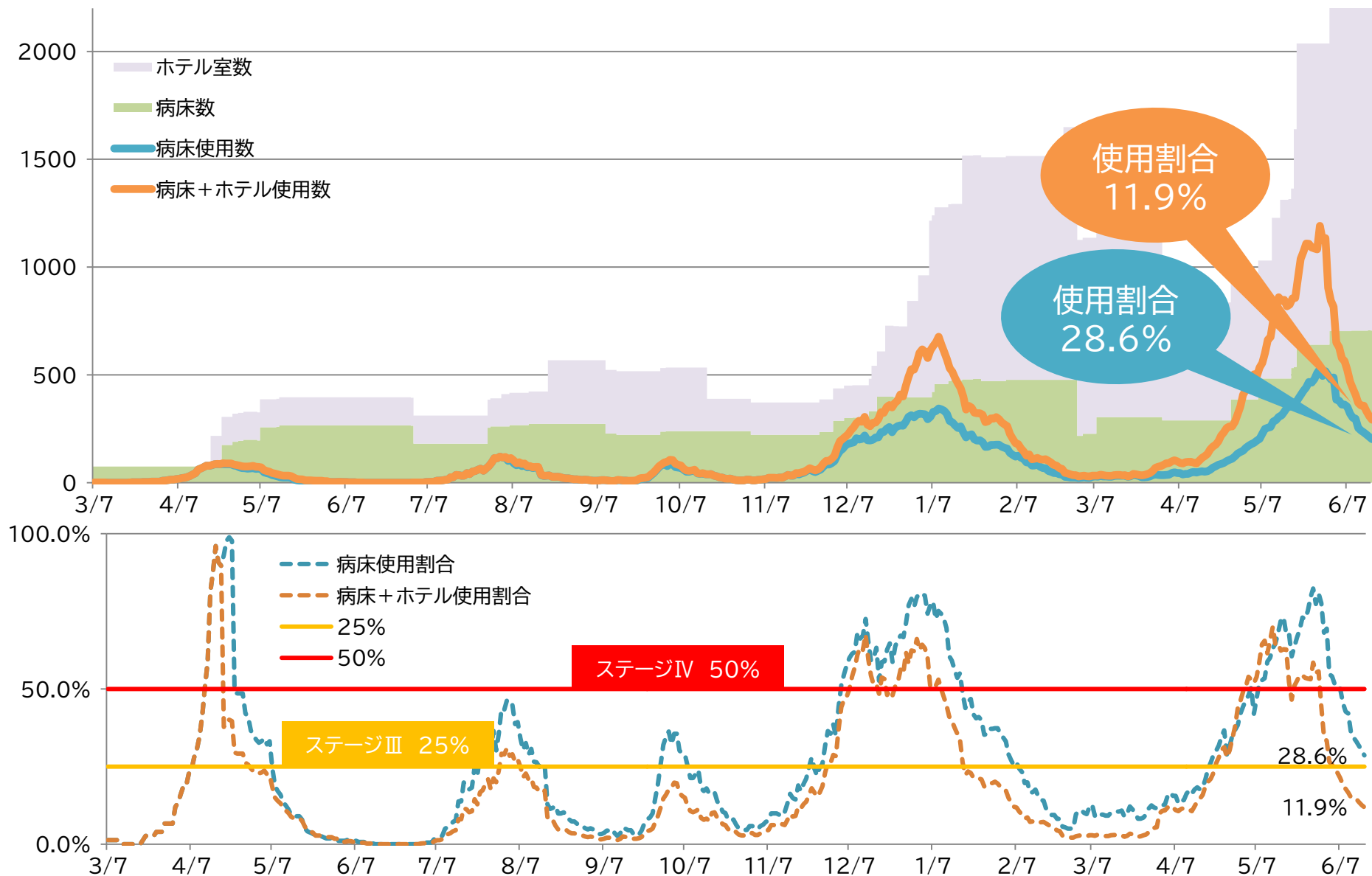


分科会参考指標

6月16日20時整理

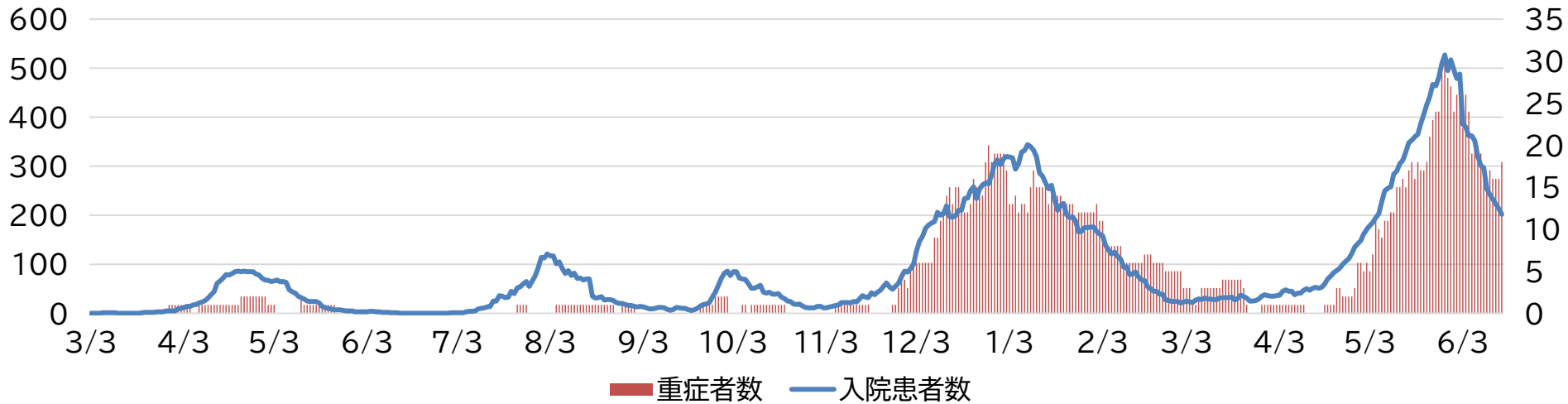
指標	現状	前日比	評価
①病床ひっ迫具合	使用率 11.9% (292 / 病床 706 +ホテル 1,748) [入院病床の使用率 28.6% (202 / 706)]	 (▲0.7%)	現時点の確保の1/2を下回る (ホテル空室率は 94.9%)
②療養者数 (人口10万人当たり)	13.55 人 (6/16 時点) (381 / 28.11)	 (▲0.68人)	警戒基準値6人を上回る 15人を下回る
③PCR陽性率	2.0% (直近7日移動平均) (6/12 時点)	 (+0.03%)	10%を下回る
④新規報告数 (直近1週間の人口10万人当たり)	7.19 人 (6/10 ~ 6/16) (202 / 28.11)	 (±0人)	警戒基準値4人を上回る 15人を下回る
⑤直近1週間の 先週比較	今週 202 人 (6/10 ~ 6/16) 先週 285 人 (6/3 ~ 6/9)	 (±0人)	先週と比較して減少
⑥感染経路不明割合	31.2% (直近7日移動平均) 41.7% (これまでの累積)	 (▲0.5%)	50%を下回る

分科会参考指標① 病床ひっ迫具合

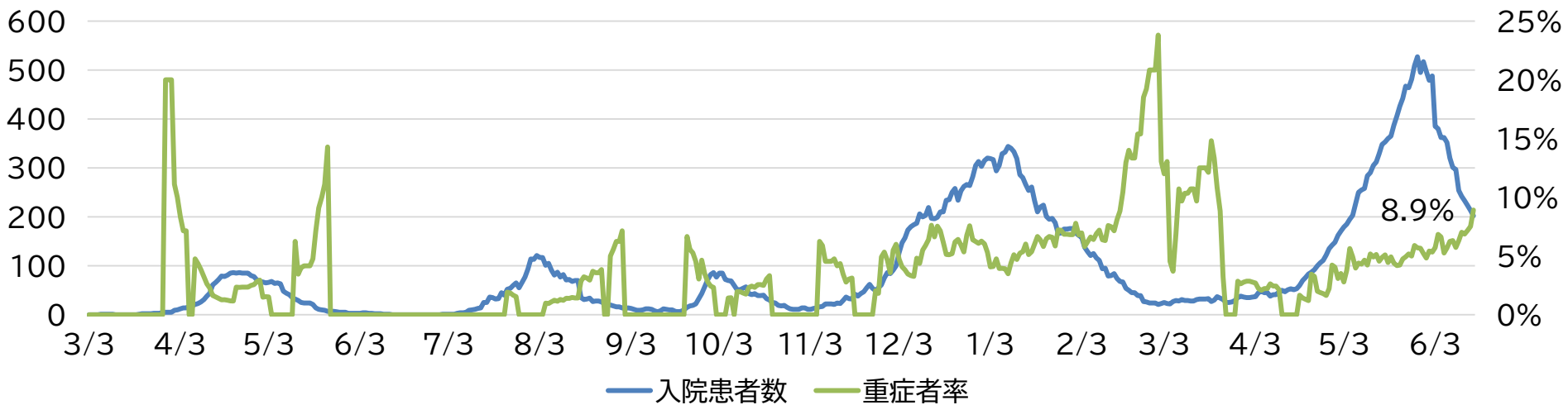


重症者数と重症者割合

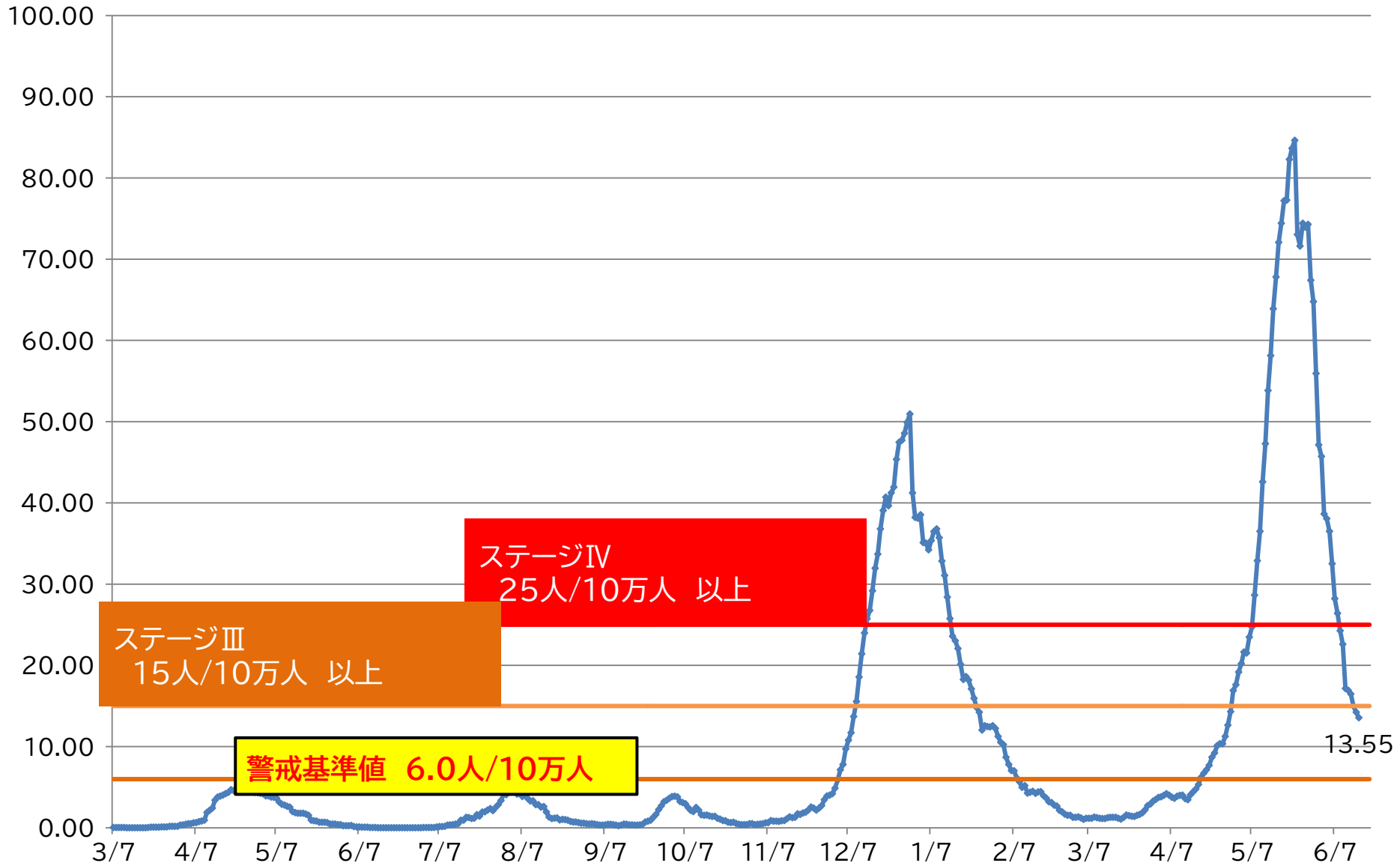
入院患者数(左軸)と重症者数(右軸)



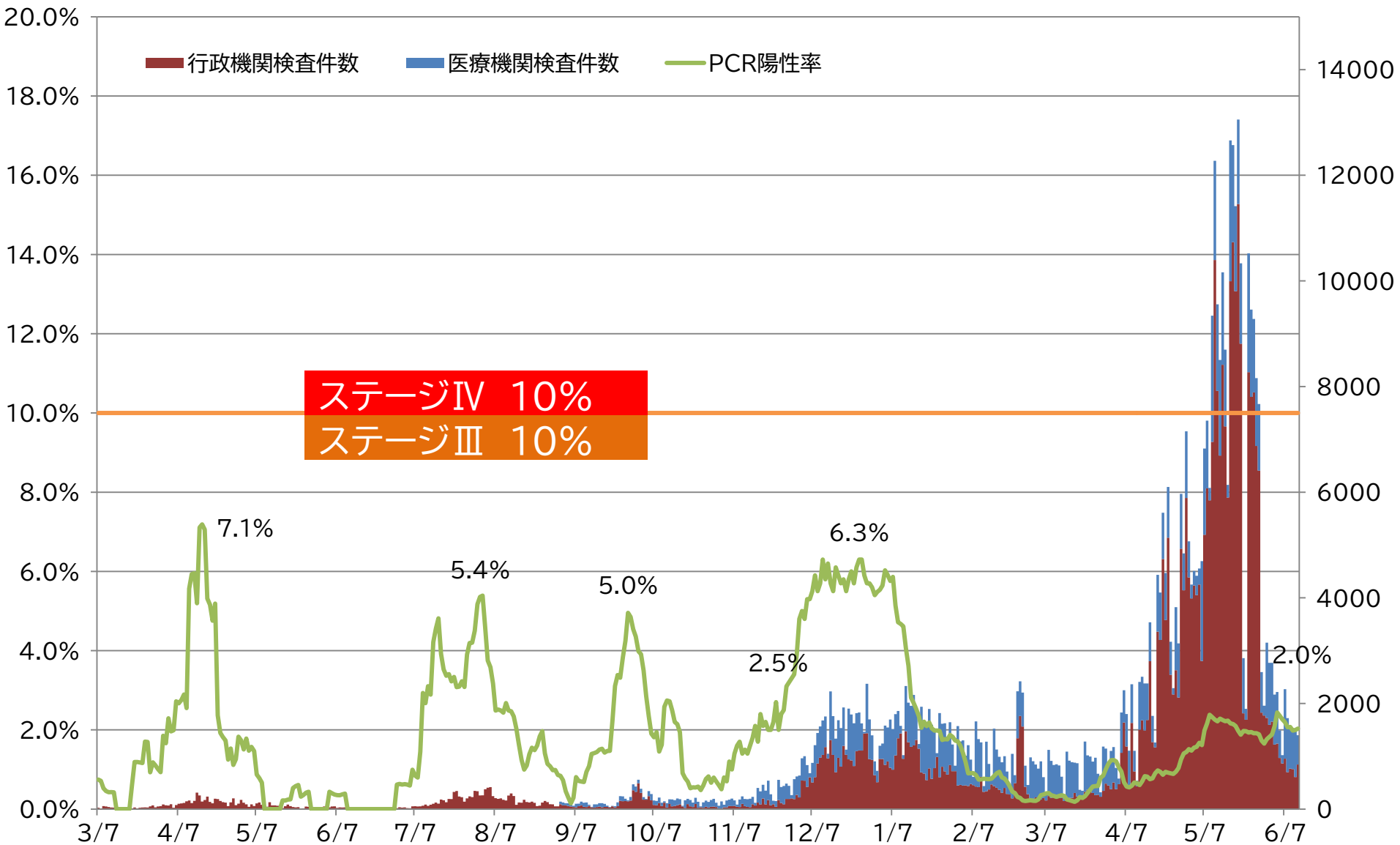
入院患者に占める重症者の割合



分科会参考指標② 全療養者数(人口10万人あたり)

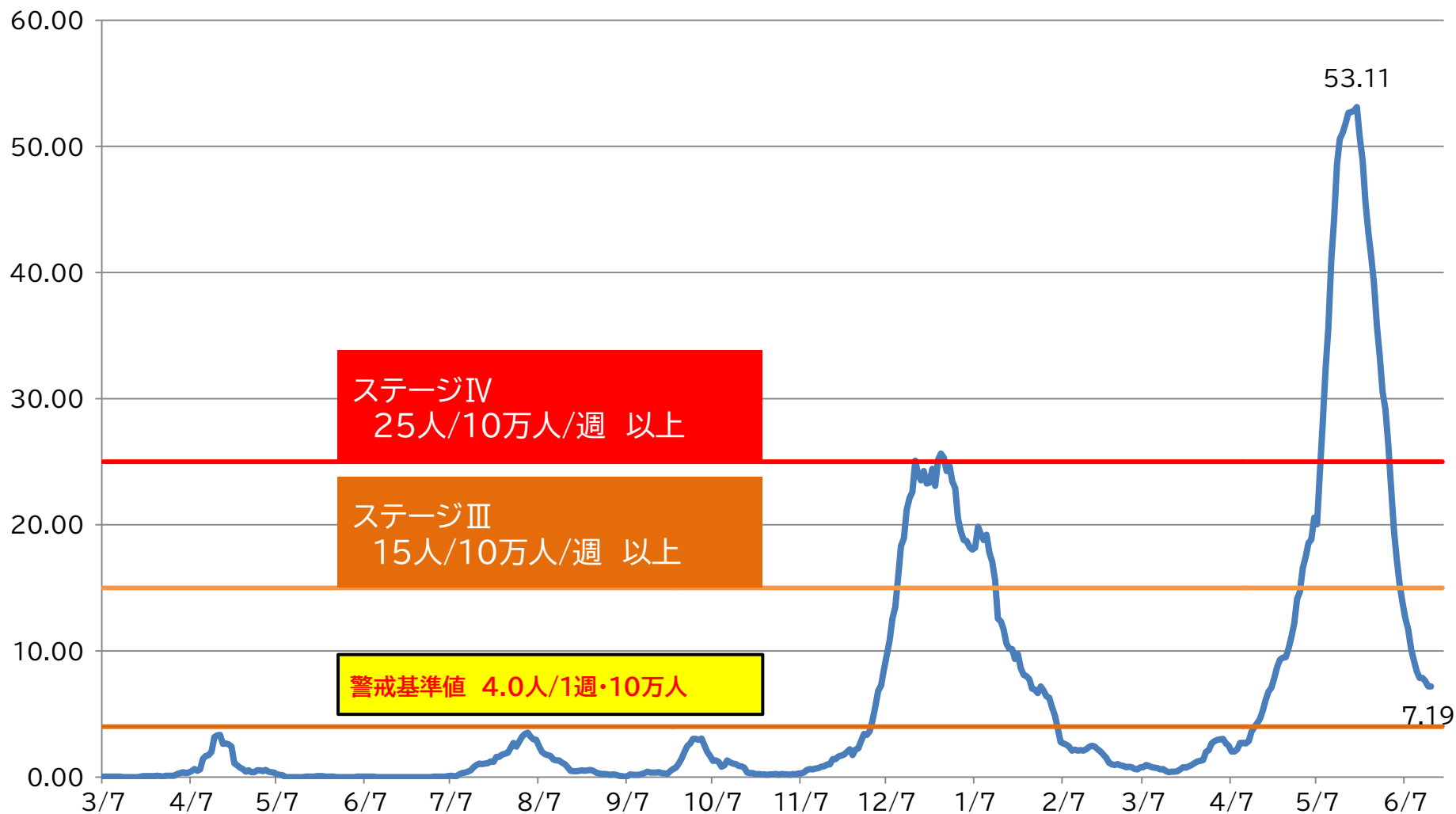


分科会参考指標③ PCR陽性率(7日移動平均)



PCRセンター、PCRモニタリングポイント、PCRトライアル及び集中実施における実施件数は行政検査件数に含まれる。

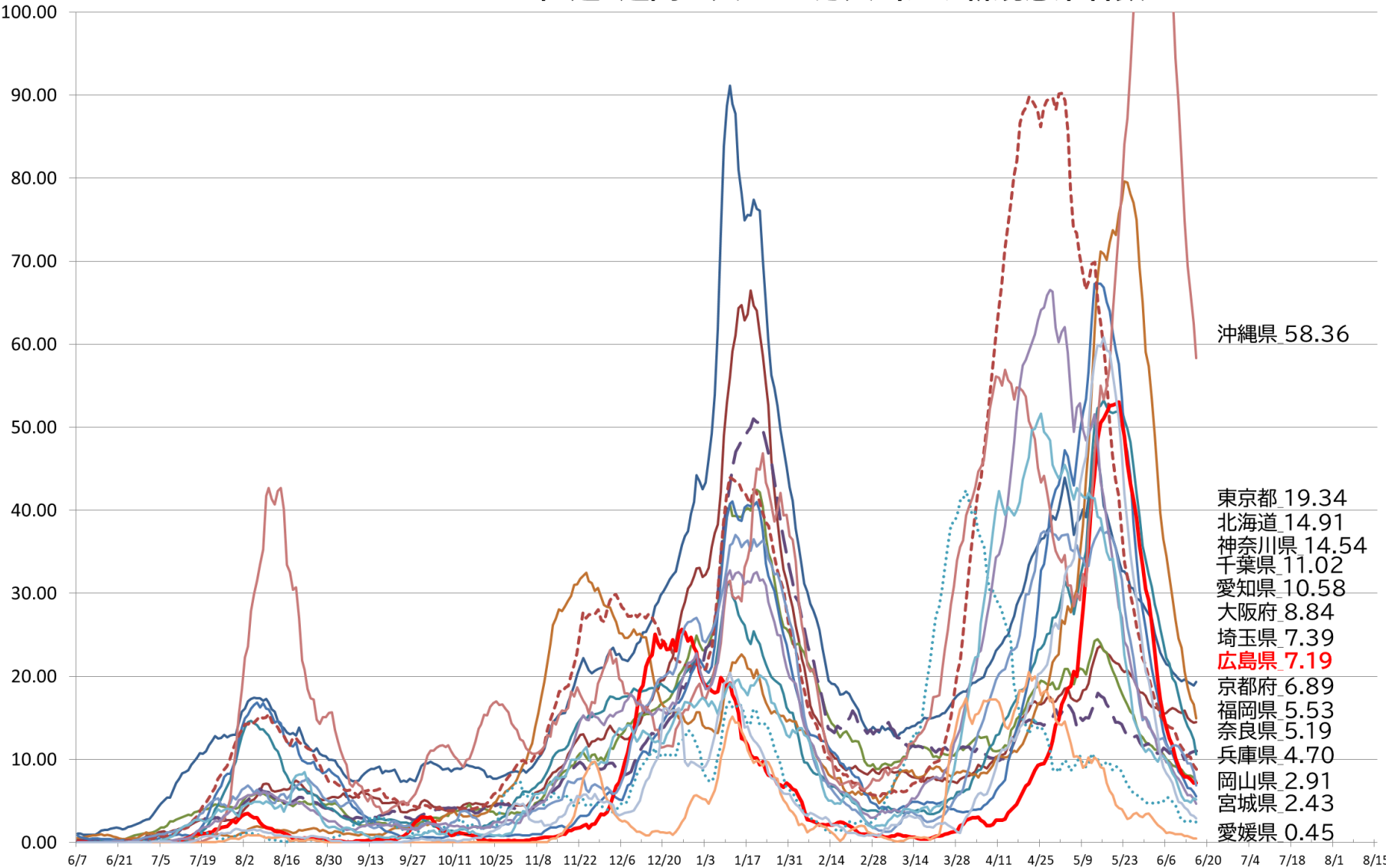
分科会参考指標④ 新規報告数(直近1週間人口10万人あたり)



直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数

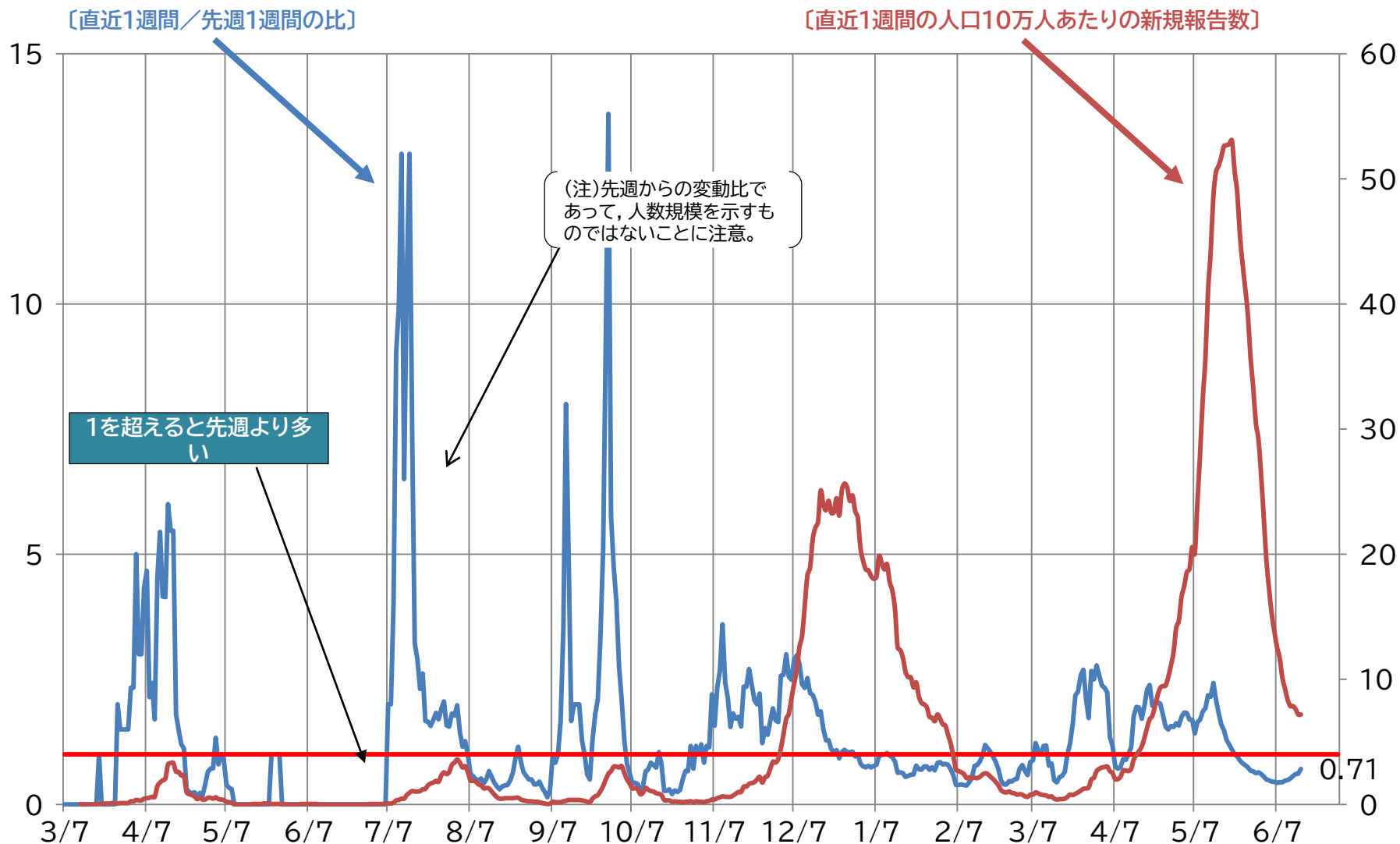
6/16時点

(人)



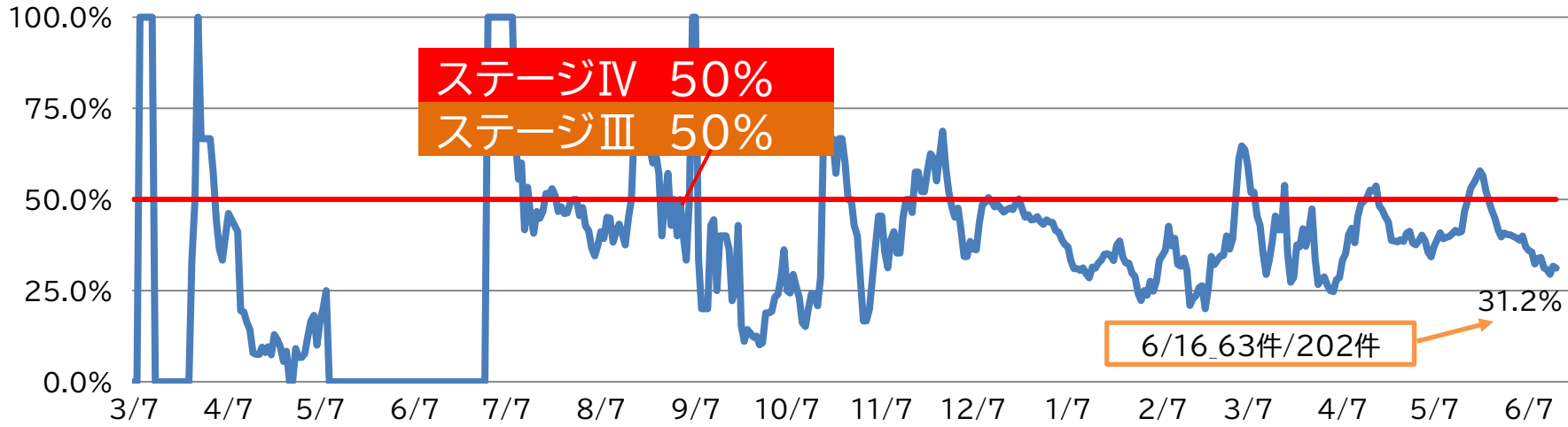
分科会参考指標⑤ 直近1週間と先週1週間の比較

〔直近1週間／先週1週間 で算出〕

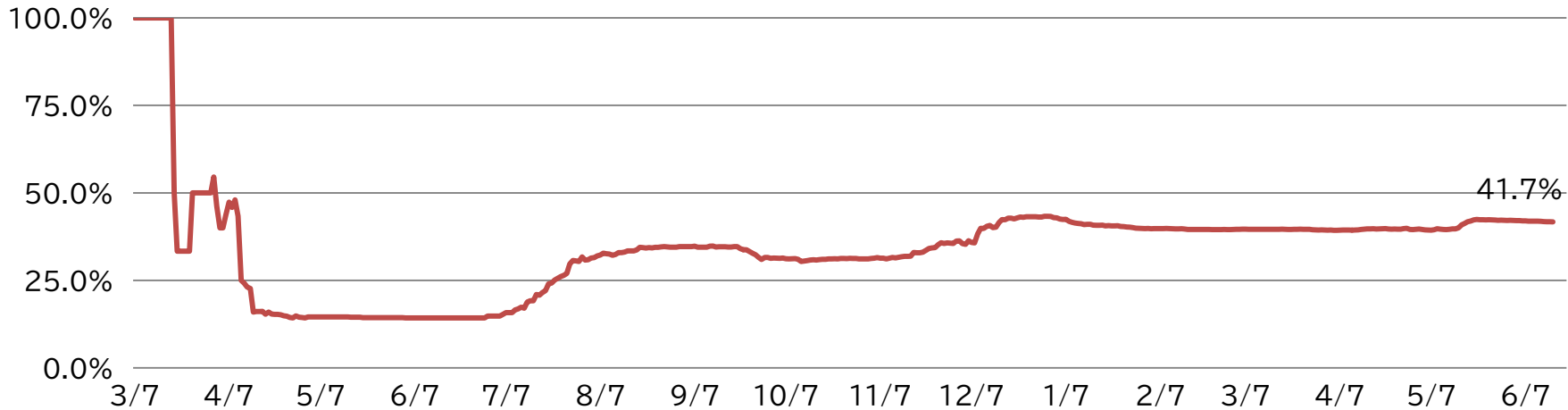


分科会参考指標⑥ 感染経路不明数の割合

7日移動平均



累積



R2.8.7政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会の参考指標

以下の指標は目安であり、また、これらの指標をもって機械的に判断するのではなく、国や都道府県はこれらの指標を総合的に判断していただきたい。

	医療提供体制等の負荷		②療養者数	③PCR陽性率	感染の状況		
	①病床のひっ迫具合 ^{注3}				④新規報告数	⑤直近一週間と先週一週間の比較	⑥感染経路不明割合
	病床全体	うち重症者用病床					
ステージⅢの指標	・最大確保病床の占有率 1/5 以上 ・現時点の確保病床数の占有率 1/4 以上 <small>※最大確保病床とは、都道府県がピーク時に向けて確保しようとしている病床数をいう。現時点の確保病床数とは、現時点において都道府県が医療機関と調整を行い、確保している病床数であり、直近に追加確保できる見込みがある場合はその病床分も追加して確認する。</small>	・最大確保病床の占有率 1/5 以上 ・現時点の確保病床数の占有率 1/4 以上	人口10万人当たりの全療養者数15人以上 <small>※全療養者：入院者、自宅・宿泊療養者等を合わせた数</small>	10%	15人/10万人/週 以上	直近一週間が先週一週間より多い。	50%
ステージⅣの指標	・最大確保病床の占有率 1/2 以上	・最大確保病床の占有率 1/2 以上	人口10万人当たりの全療養者数25人以上 <small>※全療養者：入院者、自宅・宿泊療養者等を合わせた数</small>	10%	25人/10万人/週 以上	直近一週間が先週一週間より多い。	50%

注1 日々の入手可能性を踏まえつつ、発症日での検討結果も考慮する。

注2 大都市圏については、医療提供体制の負荷を見るための指標として救急搬送困難事例、監視体制をみるための指標として発症から診断までの日数についても参考指標として確認する。また、補助指標としてECMO装着数、人工呼吸器装着数（ECMO除く）、60歳以上新規報告数も参考とする。

注3 「①病床のひっ迫具合」の指標の総合的な判断にあたっては、直近の感染スピード等を勘案する必要があり、その速度が速く、この指標を満たした場合には少なくとも対策が必要となるものである。こうしたことも踏まえて、目安に満たない段階から、早めの対応を行うことが望ましい。一方で、継続的な感染の拡大が見られない時など、その速度の状況によっては、病床の占有率のみで判断をせず、特に総合的に判断することが望ましい。⁵

ステージ1: 感染者散発的発生。医療支障なし
 ステージ2: 感染者増加。医療負荷が蓄積
 ステージ3: 感染者急増。医療支障を避ける措置必要
 ステージ4: 爆発的感染。医療機能不全を避ける措置必要

【講ずべき施策の提案】

ステージ3: 飲食店の人数制限, イベント見直し, 酒提供店の利用自粛要請
 ステージ4: 緊急事態宣言の検討, 外出自粛要請, 学校休校の検討

分科会参考指標

公表日別の県市別分科会参考指標

6月10日(木) ~ 6月16日(水) の1週間

分科会参考指標	広島市	東広島市	廿日市市	広島県	広島県 (左記3市除く)	ステージⅢ	ステージⅣ
療養者数(10万対)(人)	21.6	—	—	13.6	—	15人以上	25人以上
新規報告者数(10万対)(人)	12.2	11.1	9.4	7.2	1.8	15人以上	25人以上
PCR陽性率(7日間)(%)	4.3	—	—	2.0	—	10%以上	
直近1週間の感染者数(人) (上段は先週1週間)	199 146	24 21	16 11	285 202	46 24	先週より多い	
感染経路不明割合(%)	28.8	23.8	9.1	31.2	62.5	50%以上	
病床のひっ迫具合(%) (最大確保病床数)	同右			11.9	同左	1/5以上	1/2以上
病床のひっ迫具合(%) (現時点確保病床数)	同右			11.9	同左	1/4以上	
重症者用病床のひっ迫具合(%) (最大確保病床数)	同右			32.1	同左	1/5以上	1/2以上
重症者用病床のひっ迫具合(%) (現時点確保病床数)	同右			32.1	同左	1/4以上	

※県把握情報をもとに作成(後日若干の修正が行われる可能性あり)

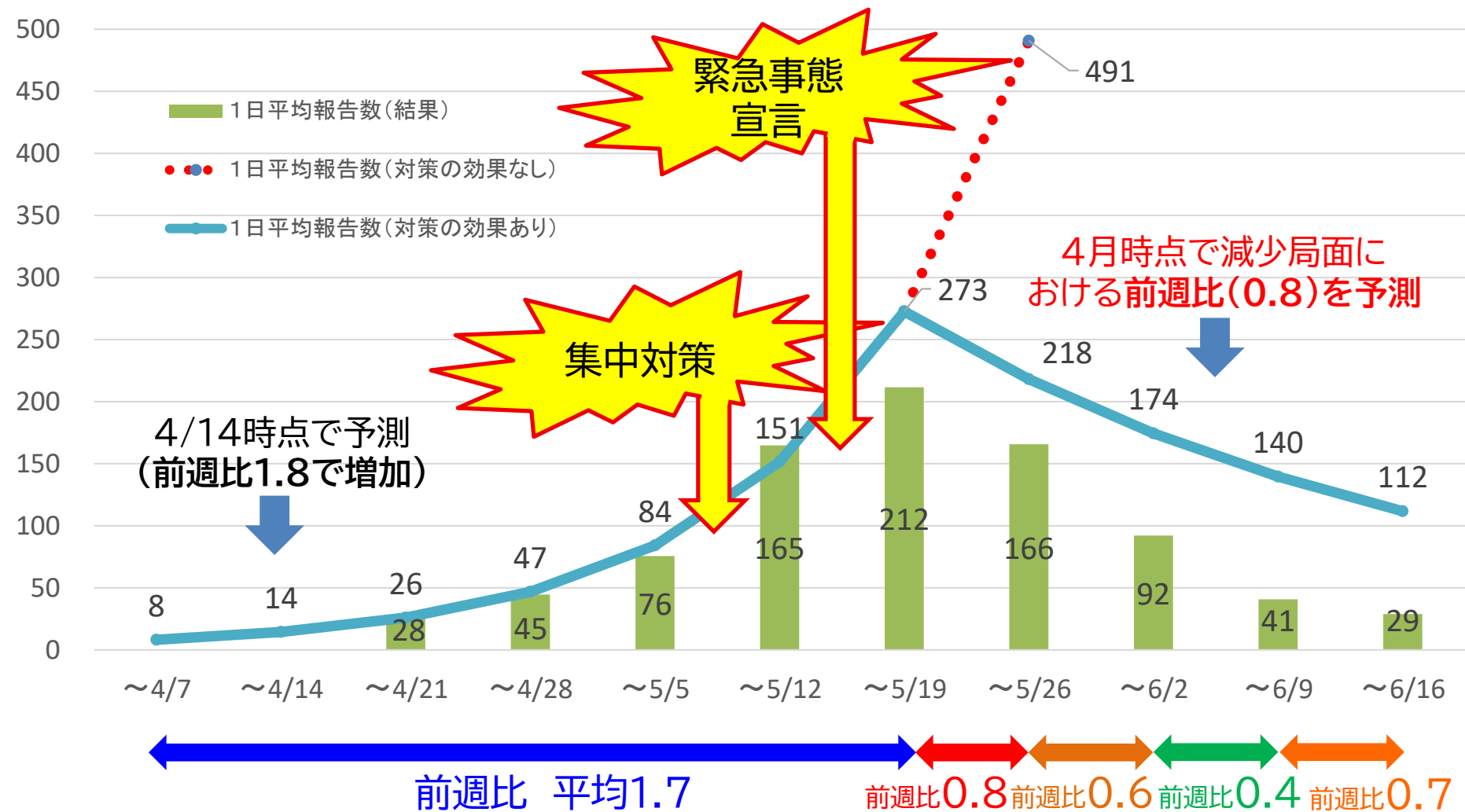
※PCR陽性率は6/6~6/12の7日間(把握している最新情報)について作成

※広島市分のPCR陽性率には、広島市の陽性例で医療機関において検査した結果を含まない

※感染経路不明割合は7日移動平均

※重症者用病床に6/16現在18名。重症者病床は最大56床確保(県全体)、現時点で56床確保(県全体)

これまでの推移予測と結果



予測ピークよりも低い値で推移

市町別感染状況

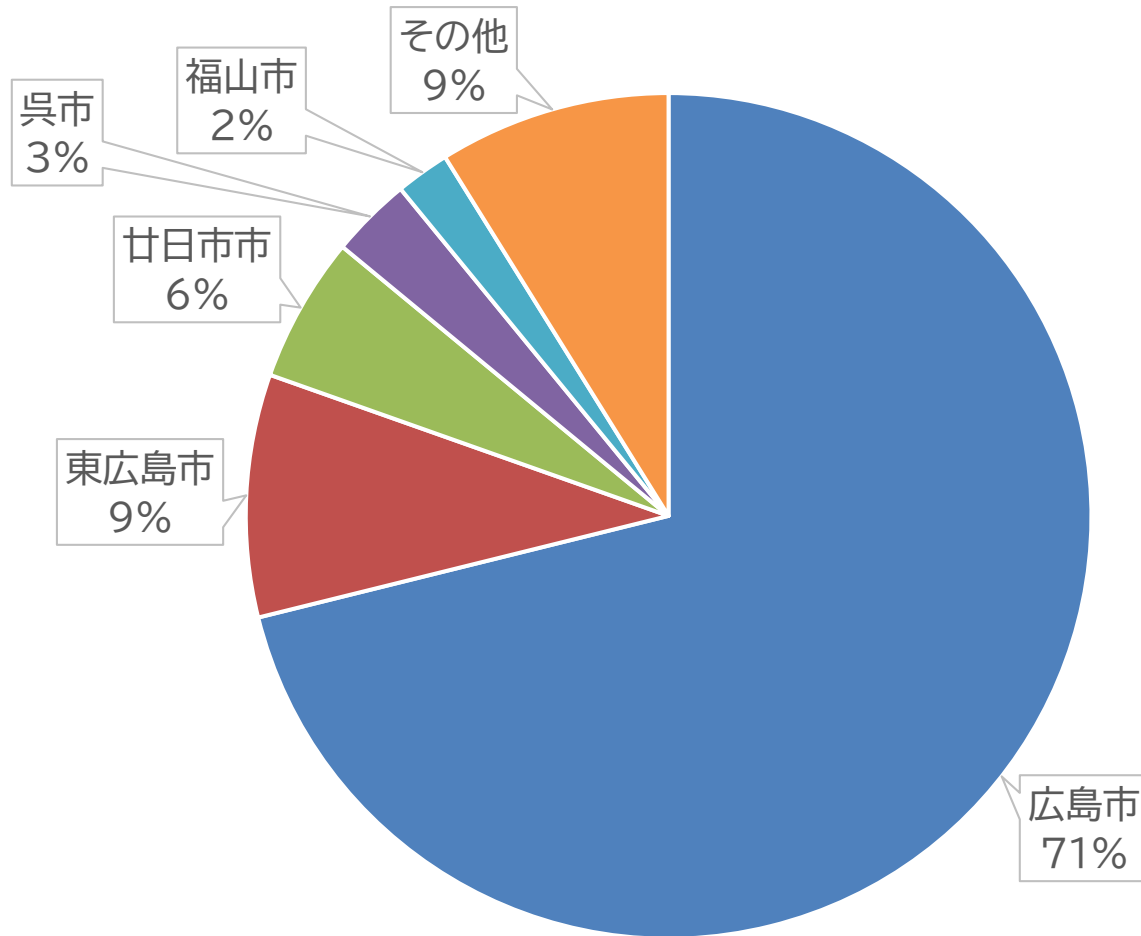
市町別直近1週間の人口10万人あたり新規報告数(6/16時点)

	安芸太田町	北広島町	安芸高田市	三次市	庄原市	
	0.00	0.00	0.00			
廿日市市	広島市	府中町	東広島市			神石高原町
		5.75		0.00	2.87	0.00
		熊野町		世羅町	府中市	福山市
9.38	12.21	8.36	11.12	0.00	0.00	
大竹市	海田町	呉市	竹原市	三原市	尾道市	
3.73	9.94	2.70	3.98	1.07	0.00	0.21
	坂町					
	15.46	江田島市	大崎上島町			
		8.72	0.00			

一定規模の人口を有する市町で、感染状況が比較的高い水準なのは
広島市, 東広島市, 廿日市市

新規感染者の市町別割合

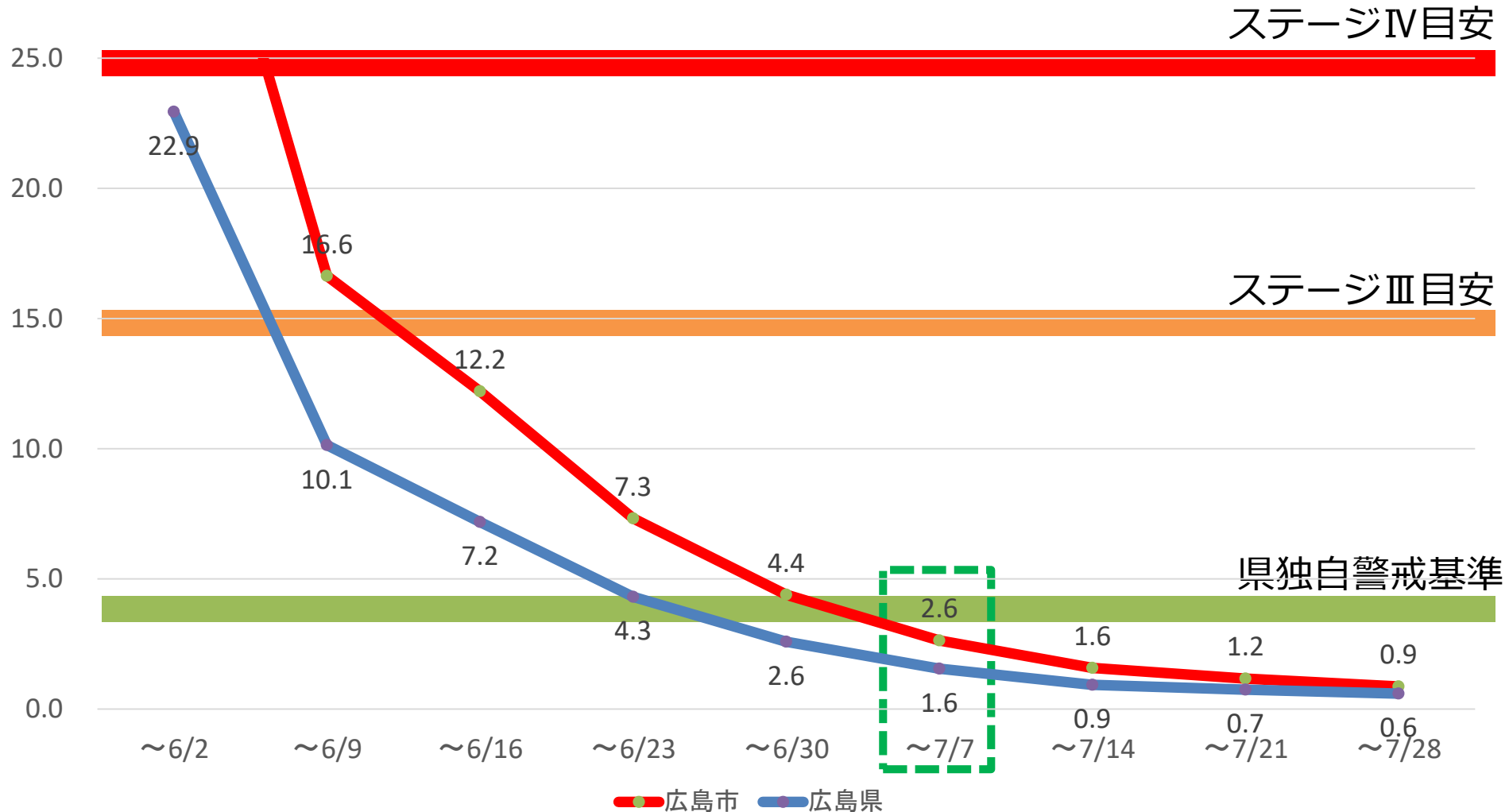
6/3～6/16公表 (県内居住485例)



県全体に占める割合の上位: **広島市, 東広島市, 廿日市市**

今後の推移予測

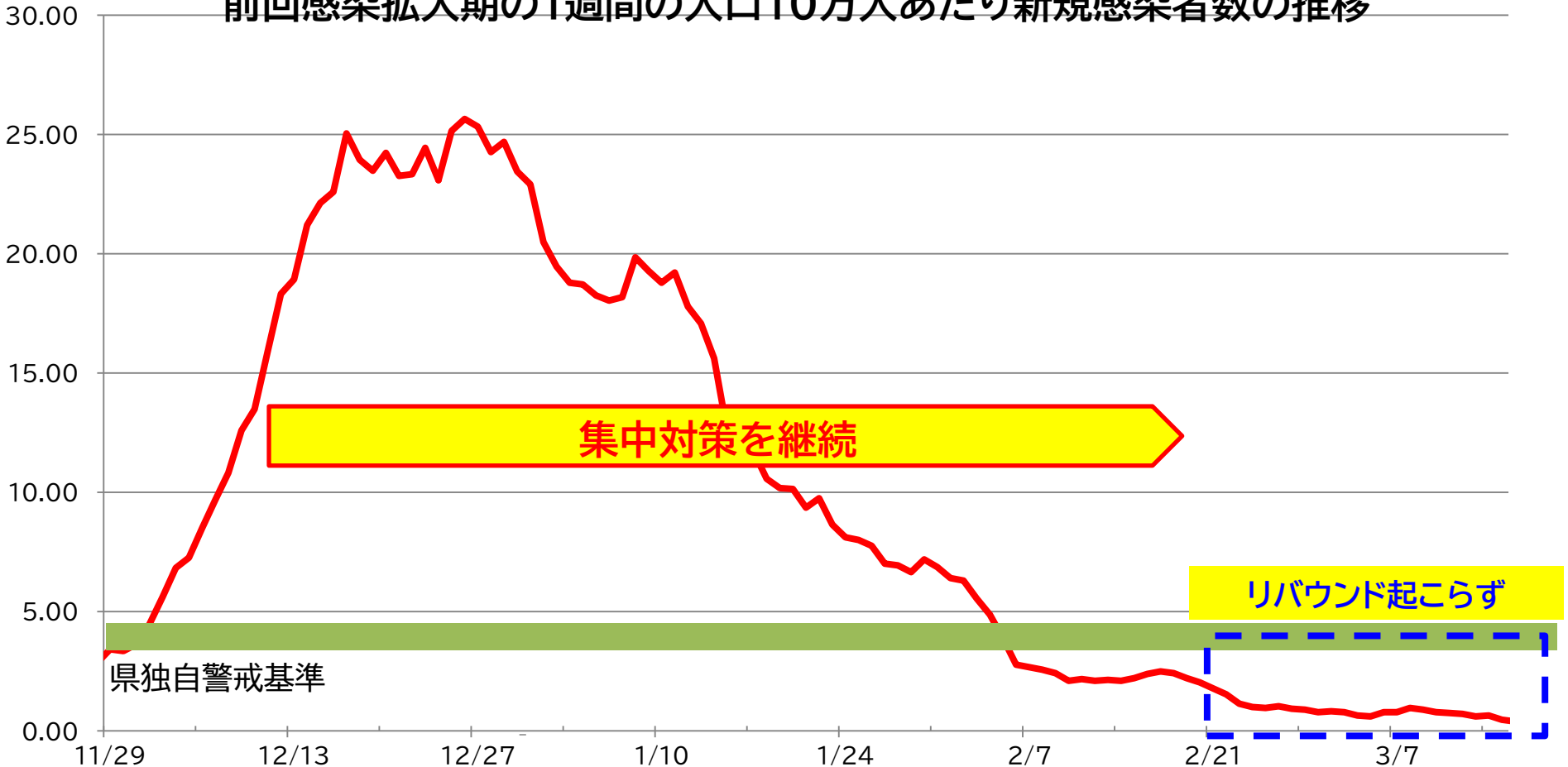
1週間の人口10万人あたり新規報告数の推移予測
過去データや専門家の知見, 変異株の感染力及びPCR戦略を踏まえ予測



一定の対策の下, 7月上旬に広島市が県独自警戒基準を下回ると予測

リバウンド(再拡大)のリスク

前回感染拡大期の1週間の人口10万人あたり新規感染者数の推移



指標を下げきることでリバウンド回避

令和3年6月16日
新型コロナウイルス感染症対策専門員会議

広島県の新型コロナウイルス感染症の状況にかかる評価と提言

【感染状況】

- 県全体の新規感染者数は減少傾向が続いており、新規報告者数（直近1週間の人口10万対）は、5月21日時点の53.1人をピークに減少し、6月15日時点で7.2人となり、ステージⅡの水準まで下がっている。しかしながら、広島市11.7人、廿日市市11.1人、東広島市12.7人と、これらの一部の地域では依然高い水準で推移している。
- 感染者の年代別の分布は、感染拡大期に全体の5割以上を占めていた30代以下の若年層の割合が大きく減少し、現在は、年代別の偏りは認められない。
- 5月8日からの集中対策、5月16日からの緊急事態措置により、県民や事業者の協力のもと、人出を減らす取組の効果が現れ、感染拡大を抑止し、新規感染者数の発生の減少に繋がったものと考えられる。
- 今後、ワクチン接種が進んだ場合であっても、再流行の可能性は極めて高いことから、現状の新規感染者数の発生をできるだけ抑え込み、可能な限り低い水準にすることが特に重要である。
- また、新たな変異株は、感染力が強いと見込まれ、その感染拡大のスピードはこれまで以上となることも懸念される。

【医療提供体制】

- 療養者数についても減少傾向にあり、県内の人口10万対療養者数は、6月15日時点で14.2人とステージⅡの水準となっているが、広島市においては、22.7人とステージⅢの水準にある。
- 病床全体の使用率は30.1%と、ひっ迫具合は解消されているが、重症者用病床については、28.6%と依然として高く、ステージⅢの水準にある。
- 今回の流行の波は、新規感染者数の増加する速度、ピークともに、年末年始の波を上回り、5月の連休明けには病床と宿泊療養施設がひっ迫する状況が発生し、待機者を含め、自宅で療養する者が一時1,000人を超える日も見受けられた。
- 今後の感染拡大に備えた病床確保計画に基づき、フェーズ5の水準まで病床の拡大を進めるとともに、保健所と地域の医師会や病院が緊密に連携し、在宅療養者への診療体制を強化しておく必要がある。

【クラスター対策】

- 今回の流行では、事業所や学校、屋内スポーツ施設といった飲食以外の場面でのクラスターが多く発生している。
- 従来株に比べ感染力が強いとされている変異株の影響や、若年層において感染が拡大したことも関連しているものと考えられる。
- 今後のデルタ株等による拡大を見据え、クラスター発生要因の分析を行い、職域や学校等における対策の徹底に活かしていく必要がある。
- 感染拡大に伴い、医療施設・介護施設等におけるクラスターも増加した。ワクチン接種の促進にしっかりと取り組むとともに、引き続き施設内の感染防止対策と感染者発生時の早期対応を徹底し、保健所等は、「医療・福祉クラスター対応班」と連携した施設支援体制を継続していく必要がある。

【ステージ判断について】

- 参考指標である新規報告者数及び療養者数は、ステージⅡの水準にあるものの、本県の警戒基準値を上回っている。一方で、重症者用病床のひっ迫具合は、ステージⅢの水準にある。
- この間の感染状況の推移等からは、減少傾向の継続が見込まれるものの、その減少スピードは鈍化しており、また、重症者をはじめとした医療体制への負荷は、まだ、一定程度継続するものと考えられることから、これらを総合的に勘案し、県全体ではステージⅢと判断する。

【今後の見通しと必要な対策について】

- デルタ株等変異株の感染力を踏まえると、感染拡大はこれまで以上に急速に進む可能性がある。人流の増加や県外との往来の増加等を起因として、早期にリバウンドした場合には7月にも増加に転じ、夏休みやお盆等による人出の増加等も加わり、一気に立ち上がることが予想され、十分な警戒が必要である。
- 現在の感染者数をしっかりと抑え込み、安定的に警戒基準値を下回る状況を早期に実現することが必要である。今後、緊急事態措置が解除されても、広島市、廿日市市及び東広島市については、飲食店における時短営業を実施するなど必要な集中対策は継続し、また、それ以外の市町についても、緩和する場合は段階的に行うことが妥当である。

- また、変異株の感染力，重症化防止の観点から，より一層早期の診断・治療開始が重要となる。受診，検査，トリアージ，そして患者搬送等から療養開始に至る各段階で滞りが生じないよう関係者間で課題等について再確認の上，体制を見直し，改善しておくことが重要である。
- 感染拡大の兆候を捉え，迅速に必要な対策が講じられるよう，引き続き人流や感染状況，医療提供体制等の分析を行い，県民及び事業者に対し，ワクチン接種を含めより一層の対策の徹底と協力を呼び掛けていくことが必要である。

【ワクチン接種の促進について】

- できるだけ早期に一人でも多くの方がワクチンを接種することが，次の波をより低く抑えるための有効な対策となる。
- 特に，これから接種の対象となる若年層の接種率を如何に向上させるかが課題である。
- 県及び市町においては，個別接種や集団接種の体制を拡げ接種しやすい環境を整備するとともに，大学や職域での接種などを含め，住民に対し丁寧な情報提供とともに接種の更なる促進に取り組む必要がある。
- 今後，一般接種を進めるにあたっては，これまでの感染流行時の経験等を踏まえ，クラスターが発生した場合の当該施設における医療提供体制の程度や，患者が感染した場合の重症化のリスク等を鑑みながら，どのような施設や患者を優先的に接種するかについて，検討することが必要である。

「緊急事態宣言」解除後の新型コロナ感染拡大防止集中対策について

1 趣旨

本県では、4月上旬からの感染の急拡大に対して、5月8日から集中的な感染拡大防止対策（5月16日からは緊急事態措置に基づく対策）に取り組んだ結果、感染の急速な拡大に歯止めをかけるとともに、感染者の新規報告者数（直近1週間の10万人当たり）も減少傾向が続いている。

6月17日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）に基づく本県も含む10都道府県に対する緊急事態宣言は、沖縄県を除き6月20日をもって解除されることが決定された。

本県の現時点における感染状況はステージⅢであり、新規報告者数の動向などを見た場合、全県ではステージⅡ相当にあるが、広島市、東広島市及び廿日市市が比較的高い水準にあり、継続的な感染が認められる。（令和3年6月16日までの1週間の新規報告者数 全県：7.2人、広島市：12.2人、東広島市：11.1人、廿日市市：9.4人）

また、発生事例の分析からは、事業所等における小規模なクラスターの散発が見られるほか、若い世代への感染の広がり（30歳代までが全体の5割以上）が継続している。

医療提供体制については、病床のひっ迫具合（現時点確保病床数）が11.9%、重症者用病床のひっ迫具合（現時点確保病床数）が32.1%まで低下してきている。

専門家からは、

- ・ デルタ株等変異株の感染力を踏まえると、感染拡大はこれまで以上に急速に進む可能性がある。早期に感染が再拡大した場合、夏休みやお盆等の人流も加わるため、十分な警戒が必要であること
 - ・ 広島市、東広島市及び廿日市市については、飲食店の時短営業など必要な対策は継続し、それ以外の市町についても、緩和する場合は段階的に行うべきこと
 - ・ より一層早期の診断・治療開始が重要となるため、受診から療養開始に至る各段階で滞りが生じないように課題等の再確認、体制の見直し・改善が重要であること
 - ・ 迅速な対策のため、引き続き人流や感染状況、医療提供体制等の分析を行い、ワクチン接種を含め、より一層の対策の徹底と協力を呼び掛けていく必要があること
- などの意見がなされている。

ワクチン接種については、高齢者への接種が進み、一般住民の接種も間もなく開始されるが、円滑・速やかに進むよう市町と連携して準備その他の支援を行っていく。

こうした中、県民の社会経済活動を早期に回復させるためには、感染の再拡大を避けながら、全県において各種指標が警戒基準値を安定的に下回る状態を目指す必要がある。

このため、6月21日以降、県民・事業者と一丸となって集中的な対策に取り組み、感染状況を踏まえて地域や要請事項（行動制限）を段階的に緩和していくこととする。なお、感染の再拡大が確認された場合は、速やかに必要な対策を強化する。

2 集中対策期間

令和3年6月21日（月）～7月11日（日）の21日間

ただし、日々の感染状況を踏まえた期間の見直しも念頭において取り組んでいく。

3 県民、事業者への要請【法第24条第9項】

対処方針の「3 県民に対する要請」及び「4 事業者に対する要請」により、県民や事業者に対して、基本的な感染防止、業種別ガイドラインの遵守、感染リスクの高まる「5つの場面」への注意や十分な換気など、確実な実践を要請している。

(1) 人と人との接触機会の低減

人流の5割削減により接触機会を8割削減し、人と人との接触機会の低減を図るため、対策期間中は上記の感染防止対策等の徹底に加え、次の事項を要請する。

ア 外出の削減

- ・ 日常生活上必要な買い物などを含めて外出機会と時間を合わせて半分に削減すること。特に広島市、東広島市及び廿日市市においては、20時以降の外出は更に削減すること。なお、通学や医療機関の受診まで制限するものではない。
- ・ また、必要があって外出する場合においても、必ずマスクを着用したうえで、混雑している場所や時間を避けるなど、可能な限り人と人との接触を避けることを心がけること。
- ・ やむを得ず外出する時は、2メートル以上距離をおくこと。

※外出の削減の対象としない場合の例

医療機関への通院、各種健診の受診、医薬品の購入、必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など。

イ 職場への出勤等

- ・ 徒歩・自転車通勤、時差出勤などを促し、通勤時の人との接触を減らすこと。
- ・ Web会議やテレワークの活用により、事務所や事業所ごとの出勤者を7割削減することを目標とし実施すること。また、出勤者数削減の実施状況を公表し、取組を促進すること。
- ・ テレワーク等出勤に代替した勤務形態がとれない方のいる事業所等では、執務室を分散させるなどによって執務室内の定員を7割削減することを目標とし実施すること。
- ・ 広島市、東広島市及び廿日市市においては、住民に対して20時以降の更なる外出削減を要請することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること。ただし、社会機能維持に従事している者については、この限りでない。

(2) 職場内における感染防止対策の強化

3密の回避や感染防止のため、以下も参考に取り組むこと。

- ・ 感染症対策担当者の選任
- ・ 昼食や休憩時間の分散
- ・ 執務室等に入出入りするたびの手指消毒の徹底
- ・ 換気、加湿の徹底（実施したこと、測定したことなどの記録）
- ・ 「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」の周知・徹底や産業保健職の活用 など

(3) 飲食店の利用と感染予防

- ・ 同居する家族以外での会食等は控えること。
- ・ 5（1）による営業時間の短縮等の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること。
- ・ 会食等を行う場合には、アクリル板等の物理的対策が適切に導入されている「広島積極ガード店」、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」を利用すること。また、「広島コロナお知らせQR」の利用のほか、飲食店が行う感染予防対策に協力すること。
- ・ 路上・公園等における集団での飲酒など感染リスクが高い行動を行わないこと。
- ・ イベントに参加する時は、直行・直帰すること。
- ・ 広島市、東広島市及び廿日市市内の飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、当該設備の利用を自粛すること。

(4) 他地域への移動の自粛

- ・ 県境を越える移動は、最大限、自粛すること。特に緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域との往来は、厳に控えること。
- ・ 県内での移動について、広島市、東広島市及び廿日市市との往来は、感染防止策を徹底するなど注意すること。なお、通勤・通学や医療機関の受診まで制限するものではない。

(5) 誹謗中傷や差別の禁止

新型コロナウイルス感染症の罹患は誰にでも生じ得るものであり、誤った情報や不確かな情報に惑わされ、人権侵害につながるような冷静に行動するとともに、感染者及びその家族、医療福祉関係者、外国人などに対して、絶対に誹謗・中傷・差別しないこと。

(6) 県民の生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続

感染状況がステージⅢ若しくはⅣの状態にある場合には、県民の生活・経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、十分な感染防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ業務を継続すること。

4 イベント等の開催要件【法第24条第9項】

「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」（以下、対処方針という。）の5（1）「イベントの開催条件」について、集中対策期間中、次のとおりとする。

《共通する事項》

6月18日から20日までを周知期間とし、6月21日以降のイベントについて適用する。

※6月20日までの間にチケットが販売されたイベントについては、周知期間終了時点までに販売されたチケットに限り、上記の要件を適用せず、チケットをキャンセル不要と扱うこと。また、周知期間中及び周知期間終了後、開催要件を満たさないイベントのチケットの新規販売は行わないこと。

なお、全国的な人の移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合の県への事前相談は、引き続き、実施する。

(1) 広島市、東広島市及び廿日市市内におけるイベント等

下表における「収容定員に収容率（A）を乗じて算定した人数」と「人数上限（B）による人数（5,000人）」のいずれか少ない方を限度とする。

併せて、営業時間を21時までに短縮することを働きかける。

(2) (1) 以外の市町におけるイベント等

下表における「収容定員に収容率（A）を乗じて算定した人数」と「人数上限（B）による人数」のいずれか少ない方を限度とする。

併せて、営業時間を21時までに短縮することを働きかける。

収容率（A）		人数上限（B）
<u>歓声・声援等が想定されないもの</u> ・クラシックコンサート ・演劇、寄席、古典芸能等 （雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等） ・展示会 等	<u>歓声・声援等が想定されるもの</u> ・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント 等	(1)の地域 5,000人
100%以内 （収容定員がない場合は十分な間隔）	50%以内 （収容定員がない場合は十分な間隔）	(2)の地域 5,000人又は収容定員の50%以内（≦10,000人）のいずれか大きい方（※2）
・変異株の流行を踏まえ、イベント主催者等に対してマスク常時着用、消毒、十分な換気、3密の回避など感染防止対策の徹底とガイドライン遵守の要請 ・入場者の感染防止のための整理誘導の働きかけ ・「広島コロナお知らせQR」、接触確認アプリ（COCOA）の利用奨励 ・参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等の徹底		

※1 無観客で開催される催物等は、営業時間短縮の働きかけの対象としない。

具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。

※2 緊急事態宣言解除後1か月程度の経過措置として、7月12日以降も継続する。

5 施設の使用制限等

(1) 飲食店等に対する要請

地域的に感染を抑え込み、県全域への感染拡大を防止すること、マスクを外した状態での人との接触機会を可能な限り低減させることを目指し、そうしたリスクが高くなると考えられる広島市、東広島市及び廿日市市内の酒類を提供する飲食店に対して、法第 24 条第 9 項に基づき、営業時間の短縮（5時から 20 時まで。ただし、酒類の提供は 11 時から 19 時まで。）を要請する。【別紙】

併せて、飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、当該設備の利用を自粛すること。

(2) 大規模施設等に対する働きかけ

施設に人が集まることによる人流を抑制し、人と人との接触機会の低減を図る必要があることを踏まえ、広島市、東広島市及び廿日市市内の大規模施設等について、営業時間の短縮等（5時から 20 時まで。酒類の提供は上記（1）、イベントの開催は上記 4（1）による。）を働きかける。この場合、協力金は支給しない。【別紙】

(3) 行政の取組

県は、営業時間の短縮等の実効性の担保、業種別ガイドラインの遵守の徹底のため、関係機関と連携して、飲食店等に対して見回り活動、路上・公園等における集団での飲酒など感染リスクが高い行動に対する必要な注意喚起等を行う。

また、感染状況に応じてまん延防止のために必要な措置の要請等（法第 24 条第 9 項等）を行う。

【まん延防止に関する措置の例】

- ・ 従業員に対する新型コロナウイルスにかかっているかどうかについての検査を受けさせることの勧奨
- ・ 新型コロナウイルスの感染の防止のための入場者の整理及び誘導
- ・ 発熱その他の新型コロナウイルスの症状を呈している者の入場の禁止
- ・ 手指の消毒設備の設置
- ・ 施設の消毒
- ・ マスクの着用その他の新型コロナウイルスの感染の防止に関する措置の入場者に対する周知 など

6 集中対策に合わせた対応

(1) 感染者の早期発見と隔離

早期に感染者を捕捉し、入院病床や宿泊療養施設での適切な療養が行えるよう、次のとおり対策を行う。

- ・ 積極的疫学調査の徹底及びPCR検査の集中実施
- ・ 医療・療養体制の確保

(2) クラスター対策

県内では、医療機関や高齢者施設等のほか、学校においてもクラスターが発生していることから、クラスターの芽となる感染者の早期発見と収束のため、対策を強化する。

- ・ 医療機関や高齢者施設等の従事者に対する定期的なPCR検査の強化
- ・ 「医療福祉クラスター対応班」による施設への早期介入と感染管理指導 など
- ・ 大学や学校等への要請

(幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校等)

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を踏まえた対応

(大学, 高等専門学校等)

学生, 生徒への基本的な感染防止対策の徹底や同居する家族以外での会食等の自粛

学内や臨地での実習, 寮生活, クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底

1. 飲食店等に対する要請及び感染症拡大防止協力支援金について

(1) 対象エリア

広島市，東広島市，廿日市市

(2) 要請内容等

要請内容	酒類を提供する飲食店における営業時間の短縮（5時から20時までとする。ただし、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込を含む）は11時から19時までとする。）		
要請期間	6月21日（月）～7月11日（日）		
施設の種類の種類	食品衛生法上における飲食店の営業許可を受けている店舗のうち、酒類を提供する店舗（居酒屋，バー，カラオケボックス等を含む。） ※宅配・テイクアウトサービスは除く。		
協力支援金 支給単価 (単位：万円)		中小企業	大企業
	時短	2.0～7.0/日	最大19/日
	休業	2.5～7.5/日	最大19.5/日
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ・「広島積極ガード店」「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の登録 ・通常営業時間が20時を超える飲食店 ・「飲食店営業許可証」（「1類」または「3類」）をもっていること 		

※感染状況の改善に伴い、営業時間の短縮を要請する期間を変更する場合がある。

2. 大規模施設等に対する要請及び協力金について

(1) 対象エリア

広島市，東広島市，廿日市市

(2) 要請（働きかけ）内容等

施設の種類の種類	施設の例	働きかけの内容
劇場等	劇場，観覧場，演芸場，映画館 等	<ul style="list-style-type: none"> ・5時から20時までの営業時間の短縮 ただし、生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く
集会・展示施設	集会場又は公会堂，展示場 等	
ホテル・旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
運動施設等	体育館，スケート場，水泳場，屋内テニスコート，柔剣道場，ボウリング場，テーマパーク，遊園地，野球場，ゴルフ場，陸上競技場，屋外テニスコート，ゴルフ練習場，バッティング練習場，スポーツジム，ホットヨガ，ヨガスタジオ 等	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントを開催する（映画館の上映含む。）場合は、21時までの営業時間の短縮
博物館等	博物館，美術館 等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内での飲食につながる酒類提供（利用者による酒類の持ち込みを含む。）は、11～19時まで
商業施設	大規模小売店，百貨店，ショッピングセンター 等	
遊技施設	マーチャン店，パチンコ店，ゲームセンター 等	
遊興施設	個室ビデオ店，射的場，勝馬投票券販売所 等	
サービス業（生活必需サービス除く）	スーパー銭湯，ネイルサロン，エステサロン，リラクゼーション 等	<ul style="list-style-type: none"> ※食品衛生法の飲食店営業許可を受けている施設は、5（1）の要請に従うこと
結婚式場	結婚式場	

(3) 広島県大規模施設等協力金

支給しない